

鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金 (設備整備関係事業)の事務手続きについて

※この別紙は以下の事業の手続きに関して適用します。

「地域医療支援病院・がん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業」
「急性期医療充実設備整備事業」「病床の機能分化・連携推進基盤整備事業（設備整備）」
「在宅歯科診療設備整備事業」「在宅医療推進事業（設備整備の場合）」

1. 交付申請提出(毎年度知事が定める日まで)

- 補助金を活用可能な医療機関等には毎年度交付申請に係る通知を発出します。
- 交付申請書は下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 事業開始

- 補助対象となる設備について、原則として業者等と契約を締結した日(契約書等を作成しない場合は注文をした日)が事業開始日となります。(複数の契約からなる事業の場合、一番早い契約の日が事業開始日となります)
- 事業開始日が前年度である場合は、当該事業は補助対象となりません。

【事業を中止・廃止・変更する場合】

事業を中止・廃止または以下の変更をする場合にはあらかじめ県の承認が必要です。変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

※事業の翌年度になってからの増額は認めません。

- ・補助対象経費の増額又は2割を超える減額
- ・設備の用途が変わる変更
- ・設備の機能が同等未満のものへの変更

3. 事業完了

- 原則として補助対象となる設備が納品(及び事業者による検収・検査等)がされた日が事業完了日となります。(複数の契約からなる事業の場合、一番遅い納品(及び事業者による検収・検査等)がされた日が事業完了日となります)
- 事業完了日が翌年度である場合は、当該事業は補助対象となりません。

4. 実績報告書提出(完了・廃止・中止から30日以内)

- 実績報告書は、事業の完了・廃止・中止の日から30日以内に下記へ到達するように提出してください。(提出されない場合補助金はお支払いしません)
- ただし、完了日が事業年度の年度末になる場合は翌年度の4月25日までに下記へ到達するように提出してください。

資料提出・問い合わせ先

福祉保健部健康医療局医療政策課
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7207 iryouseisaku@pref.tottori.lg.jp